

第63回富山県発明とくふう展 内容説明書 (令和7年度)

出品区分	1 企業の部	2 一般の部	受付番号	52
ふりがな	しりょうようき			
作品の名称	試料容器			
ふりがな	さんしょうえむいーしーかぶし きかいしゃ	ふりがな	いっしきかつひこ	
会社名	三晶エムイーシー株式会社	発明者名	一色勝彦 他 名	
出願状況	<input type="checkbox"/> 未出願	出願番号	(特許)・実用・意匠 2022年198610号	令4年12月13日
		公開番号	特許公開 -	年 月 日
	<input checked="" type="checkbox"/> 出願済	登録番号	(特許)・実用・意匠 第7289577号	令5年6月2日

特徴と要点 (必ずご記入下さい)

・採取した検体を病理検査するまでの一時保管には、ホルマリン溶液入りの検体容器が使用されます。

国内で現在使用されている容器は、最初からホルマリン溶液が入っており、蓋を空けて検体を入れる際に必ずホルマリン溶液に暴露してしまいます。今回発明した容器は、蓋部分にホルマリン溶液が入っており、フィルムで封印されています。検体を容器に入れて蓋を締めることで、容器内部に設けてあるカッター部分がフィルムを破り、蓋から容器へとホルマリン溶液が流れ落ちる構造となっています。こうすることで、ホルマリン溶液が容器外に出ることは無くなり、医療従事者のホルマリン暴露を防ぎ、健康を守ることができます。

(注1) ホルマリン溶液は発がん性物質に認定されている劇物です。

(注2) 劇物に触れたり気化した物を吸い込むことを暴露といいます。

大きな医療機関だと毎日かなりの数量の検体を扱いますので、少量の暴露であっても日々の積み重ねによって将来的に健康を害する可能性があります。また従来品は検体採取時に不注意でホルマリン溶液をこぼす恐れがありますが、弊社は蓋を締め切った時点でホルマリン溶液が容器に流れ込むので、外部にこぼれる心配がありません。

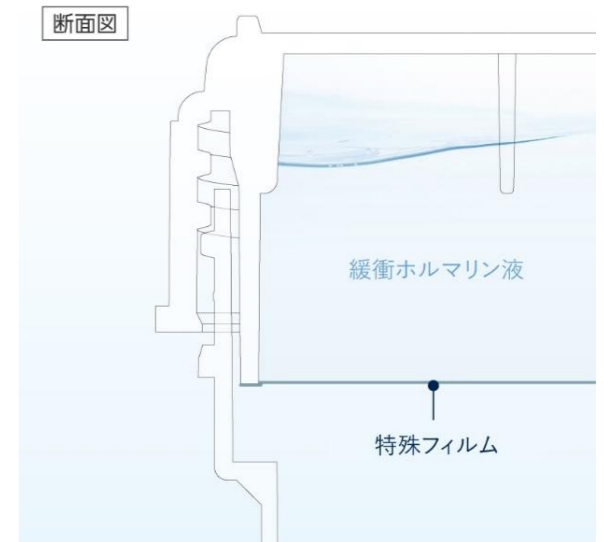
既に富山県内の大学病院、県立総合病院、市立総合病院、首都圏の大学病院への納入が始まっており、医療従事者の皆様から『このような商品が欲しかった』『健康の心配をしないで仕事ができる』などの喜びの声をいただいております。

今後は本製品を、医療従事者の健康と安全を守るための国内標準容器として広く普及させていきたいと考えています。

【製品紹介動画のURL: <https://vimeo.com/1020176284/78d2691455>】

略図、図面、写真等で、簡単に特徴を記入して下さい。(※太枠内でご記入ください)

(※審査用にコピー(縮小)しますので、濃く見やすく作成してください。)



1. キャップを開けます。



2. 検体を容器に入れます。



3. キャップを締め切ります。



4. 緩衝ホルマリン液が容器に流れ込みます。



【記載注意事項】

- この説明書は、審査用、展示用カードとして用いられますので必ずご記入下さい。
- 従来のもの(方法)に比し、どこを(何を)どのように工夫したか、要点を判り易く図または写真でご説明下さい。
- 改良工夫箇所が多くある場合、要点をしぼってご記入願います。
- この内容説明書は出品申込書と一緒に、令和6年9月18日(水)までに事務局へ提出して下さい。